

保育施設入園申込みに伴う個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認について

マイナンバー制度の開始にあたり、平成 28 年 1 月 1 日以降、保育施設の利用申込関係書類の一つである「支給認定申請書」にマイナンバーを記載していただくことになります。

つきましては、申請書を提出の際にはマイナンバーを記載していただくとともに、本人確認（【番号確認】と【身元確認】）が必要となりますので、下記の内容にご注意ください。

郵送の際は、個人情報保護の観点から簡易書留等確実な方法でお送りください。

□マイナンバーの記載が必要な書類と対象者

申請内容	申請書類	対象者
保育園・認定こども園・小規模保育施設等に入園申込する場合	支給認定申請書	・保護者/保護者の配偶者（父母） ・入園申請児童 ・父母以外の方が家計の主宰者となる場合には、家計の主宰者

□番号確認と身元確認の書類（申請書提出の際に持参していただくもの）

◆申請者ご本人が申請する場合

①【番号確認】に必要な書類（いずれか提示 ※ 郵送の際はコピーを添付）

- ・個人番号（マイナンバー）カード
- ・通知カード（平成 27 年 10 月以降に自宅に郵送された通知）
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
※「マイナンバーカード」は、【番号確認】及び【身元確認】の両方を行うことができることから、下記②の「【身元確認】に必要な書類」の提示の必要はありません。

②【身元確認】に必要な書類（いずれか提示 ※ 郵送の場合はコピーを添付）

- ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書

次の書類の場合には、2点提示が必要となります。

- ・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証
- ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金手帳

◆代理人（親権者以外）の方が申請する場合

- ・「委任状」を必ず提出してください。
※同一世帯の親族であっても委任状は必要です。
- ・上記①【番号確認】に必要な書類は、保護者（申請者）の方のものを提示してください。
- ・上記②【身元確認】に必要な書類は、代理人の方のもので原本提示となります。

さくら市こども政策課
保育係
TEL : 028 - 681 - 1125